

学校法人の法務・ガバナンス

文部科学省 高等教育局
私学部参事官（学校法人担当）付 専門官
梶原 大暉

第1 導入

学校法人は、学校の設置・運営を通じて公共性の高い教育活動を担う法人である一方、その運営に当たっては、一般の事業法人と同様に様々な法律関係・取引関係を形成する。

そのため、学校法人の運営においては、単に教育活動を適切に実施するだけでなく、法令及び寄附行為を遵守し、また、法人の財産を適正に管理するとともに、役員等の個人的利益ではなく、学校法人としての公共性を踏まえて意思決定を行うことが求められる。

学校法人のガバナンスにおいては、私立学校法等により、理事（理事会）が法人の業務執行について中心的な役割を担う一方、評議員会によるチェックや、監事・会計監査人の監査等を通じて、建設的な協働と相互に牽制が働く仕組みが設けられている。

この中で、監事は、理事から独立した立場で、理事の職務の執行や学校法人の業務・財産の状況を監査し、学校法人の運営が法令や寄附行為に従って適正に行われているかなどをチェックする。すなわち、学校法人における監事は、個々の学校法人の業務を決定・執行する機関ではないものの、学校法人の健全な運営がなされているかを独立した立場で検証することが求められており、ガバナンス上重要な役割を担っている。

そして、監事はその役割を適切に果たすためには、監事にどのような権限・義務が付与されているかを理解するとともに、具体的にどのような場面で法的な問題やガバナンス上のリスクが生じ得るのかを把握する必要がある。そこで、本研修では、監事に関わる重要な規定を取り上げ、どのような法的根拠により監事の対応がなされるべきかについて理解を深めることを目的とする。

第2 監事監査の基本・監査体制

1 監事の善管注意義務と損害賠償責任

学校法人と監事との関係は委任に関する規定に従うため、監事は善良な管理者の注意義務を負う（私立学校法第45条第3項、民法第644条）。善良な管理者の注意義務とは、その職務や地位等から考えて、通常期待される程度の注意義務をいう。

また、監事が任務を怠り、これにより学校法人に損害を生じさせたときは、学校法人に対し損害賠償責任を負う（私立学校法第88条第1項）。善良な管理者の注意義務に違反する場合には、「任務を怠ったとき」に該当するといえ、損害賠償責任が問われ得る。

また、監事が、職務を行うについて、悪意又は重大な過失があり、第三者に損害を生じさせたときは、当該第三者に対し損害賠償責任を負う（私立学校法第89条第1項）。さらに、監事が、監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について、虚偽の記載や記録をしたことによって、第三者に損害が生じた場合も、監事は、当該第三者に対して損害賠償責任を負う（私立学校法第89条第2項第2号）。ただし、監事が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、責任を負わない（同条第2項ただし書）¹。

例えば、監事が、学校法人に対する架空請求が行われていることを具体的に指摘する内部通報を受けたにもかかわらず、理事や職員に対して、当該通報内容についての報告や関係資料の提出を求めたり、関係者へのヒアリングを行ったりするなどの必要な調査を行わず、その結果、架空請求に対する支払が継続して、学校法人に損害が生じた場合等には、監事の善管注意義務違反があるものとして、監事の学校法人に対する損害賠償責任が問われ得る²。

また、監事が重大な会計不正を把握しながら、監査報告に記載・記録すべき重要な事項について、事実と異なる内容を記載・記録し、その監査報告を信頼した金融機関等の第三者に損害が生じた場合には、当該第三者に対する損害賠償責任が問われ得る。

このように、監事は、自身が善管注意義務を負っており、学校法人や第三者に対して、損害賠償責任を負い得ることを理解した上で、法令や寄附行為等に基づき、適切に監査を行う必要がある³。

2 教学監査

監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査をする（私立学校法第52条第1号）。「学校法人の業務」及び「理事の職務の執行」は、財務面に限定されるものではなく、学校法人の業務の中心である教学面から捉えた学校運営も含まれる。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではないものの、例えば、学部・学科の改組や学生・生徒の募集計画、自己点検評価サイクルの稼働状況等、法人経営の重要な要素となる教学面の事項について、確認することが考えられる⁴。

このように、監事の監査は財務面に限定されず、教学面も含むため、教学面に関する法人の業務運営や意思決定、自己点検・評価等の仕組みが適切に整備・運用されているかについても監査対象となる。

¹ 私立学校法第89条第2項による損害賠償責任は、同条第1項とは異なり、「悪意又は重大な過失」を要件としておらず、「当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したとき」には、責任を負わない。このように同条第2項による損害賠償責任は、行為者側に、当該行為をすることについて注意を怠らなかったことの立証を求める構造となっている点に留意する必要がある。

² 監事には、理事及び職員に対して事業の報告を求め、学校法人の業務及び財産の状況を調査する権限が認められており（私立学校法第53条第1項）、善管注意義務にしたがい、当該権限を適切に行使することが求められる。

³ 監事と同様に、理事も学校法人との関係において善管注意義務を負い（私立学校法第30条第4項、民法第644条）、任務懈怠による損害賠償責任を負い得る（私立学校法第88条第1項）。監事は、理事の職務の執行の状況を監査する立場にあることから（私立学校法第52条第1号）、理事が善管注意義務を適切に履行しているかについても監査する。なお、複数の役員等が同一の損害について損害賠償責任を負う場合には、これらの者は連帯債務者となる（私立学校法第90条）。

⁴ 文部科学省「改正私立学校法説明資料」（令和元年10月7日（10月3日・10月10日改訂））67頁

3 理事（理事長）等との意思疎通

監事は、その職務を適切に遂行するため、当該学校法人の理事・職員、子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者、子法人に使用される者、その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者との意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めなければならない、また、理事及び理事会は、監事の職務の執行のために必要な体制の整備に留意しなければならない（私立学校法施行規則第19条第2項）。

また、広範囲に及ぶ学校法人の業務を限られた人員で網羅的に監査することは困難であるため、学校法人が抱えている課題・リスク、社会情勢等を考慮し、監査上の重要性を分析した上で重点監査項目を定めた年度ごとの監査計画を策定することが望ましい。

このように、監査環境の整備を行ったり、監査計画を策定したりするためには、上記のような理事等との意思疎通等が必要であり、また、より一層監査の実効性を確保するためには、理事長との定期的な打ち合わせの機会を設けることも考えられる。

なお、これらの意思疎通等は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない点に留意する必要がある（私立学校法施行規則第19条第3項）。また、監事は、必要に応じ、当該学校法人の他の監事、子法人の監事、監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報交換を図るよう努める必要もある（私立学校法施行規則第19条第4項）。

4 内部統制システム・監事監査の支援体制

内部統制とは、基本的に、その目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいう。内部統制の目的としては以下の4つが挙げられる⁵。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①業務の有効性及び効率性②報告の信頼性③事業活動に関わる法令等の遵守④資産の保全 |
|---|

また、内部統制の基本的構成要素としては、以下の6つが挙げられる。これらを整備・運用することで内部統制の目的を実現させることになる⁶。

（A）統制環境

組織の気風を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、その対応に影響を及ぼす基盤。内部統制の目的を達成しようという学校法人全体の雰囲気のこと。

（B）リスクの評価と対応

組織目標の達成に影響を与える事象について、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセス。様々なリスクの顕在化の可能性や影響の程度を踏まえ、対応の優先度をランキング付けし、具体的な対応策を考えること。

（C）統制活動

経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続のこと。

（D）情報と伝達

⁵ 文部科学省「内部統制システムの整備について」2頁。

⁶ 文部科学省「内部統制システムの整備について」3頁。なお、同頁は、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」を参考に文部科学省において作成したものである。

必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること。

(E) モニタリング

内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスのこと。

(F) ITへの対応

組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施における組織の内外のITに対し適時かつ適切に対応すること。ITを有効利用し、適切に管理すること。

大臣所轄学校法人等（私立学校法第143条）については、「理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制」（すなわち**内部統制システム**）を整備することが義務付けられている（**私立学校法第148条第1項、同法第36条第3項第5号**）。また、**内部統制システムの整備に関する事項の決定は理事に委任することができず、理事会においてその基本方針を決定した上で、当該基本方針に基づき具体的な体制を整備する必要がある（私立学校法第36条第3項第5号）⁷**。

さらに、私立学校法施行規則第13条は、内部統制システムとして整備すべき事項について以下の事項を定めている。

1号	理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
2号	損失の危険の管理に関する規程その他の体制
3号	理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4号	職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制
5号	監事とその職務を補助すべき職員（以下、「監事補助職員」という。）を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6号	監事補助職員の理事からの独立性に関する事項
7号	監事の監事補助職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8号	理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
9号	監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10号	監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11号	その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

特に、私立学校法施行規則第13条第5号から10号においては、監事補助職員に関する事項、監事に対する報告に関する事項、監事監査の費用に関する事項等（例えば、監事監査規程や内部通報に関する規程の作成等）について規定されている。また、その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（同条第11号）の例としては、弁護士、公認会計士等外部専門家との連携や、理事長との定期的な会議等が考えられる。

監事は、内部統制システムを自ら構築・運用する立場ではなく、独立した立場から、理事会が決定した内部統制システムの基本方針及びその具体的な整備内容が適切であるか、その仕組みが実際の業務において実効的に機能するよう適切に運用されているかを監査する立場にある⁸。

したがって、監事としては、例えば、**重要なリスクが適切に把握されているか、リスクに対応した規程・決裁権限等が整備されているか、内部監査や内部通報制度が実際に機能しているか、監事補助職員の独立性及び監事の指示の実効性が確保されているか、監事が必要な情報・資料を適時に入手し、それ**

⁷ 他方、大臣所轄学校法人等以外の学校法人については私立学校法第148条第1項による整備義務の対象とはされていないが、各学校法人の実情に応じて内部統制システムを整備することが望ましいといえる。

⁸ 内部統制システムについては、その基本方針に基づいて必要な規程・組織を整備するのみならず、実際にこれを運用した上で、整備された体制と実際の業務運営との間に齟齬がないかを継続的に確認し、問題があればこれを改善していく必要がある。このように、監事としては、内部統制システムの運用状況について継続的に確認していくことが重要である。

を監査できる体制が確保されているか、重要な情報・文書の保存及び管理が適切に行われているか、外部専門家と連携できる体制が確保されているか、監事・内部監査部門から指摘された事項等について、適切に改善措置を講じているかなどを確認することが重要である。

5 資産運用

監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査するため（私立学校法第52条第1号）、資産運用についても監査対象となる。また、監事は、学校法人の業務及び財産の状況を調査することができる（私立学校法第53条第1項）。

上記（第2・1）のとおり、理事は善管注意義務を負うことから、資産運用について、私立学校における教育研究活動の継続性を担保するため、その運営の基礎となる資産を不用意に毀損させることなく、安定的・継続的に資産を保持・運用することなどが求められる。もっとも、単に損失が生じたという結果のみではなく、適切なガバナンス体制に基づいて意思決定が行われたか、その意思決定の際に用いた資料は十分なものであったか、当該資料を十分に精査したかなどの判断過程や当該判断過程に基づきなされた判断内容等を総合的に考慮して、資産運用における善管注意義務違反の有無が判断される。したがって、学校法人の理事がこれらの役割を適切に果たしたとしてもなお、資産運用による損失が生じた場合には、当該損失が生じたこと自体の結果責任が問われるものではない。

また、法人において資産運用を担当する職員は、役員のように学校法人との委任関係に基づく善管注意義務を負うものではないが、法人としての方針等に基づき適切に業務を執行することが求められる。担当職員が、法人の定めた運用ルールや上司の指示等に従って適切に業務を執行している場合には、資産運用による損失が生じたことのみをもって、人事評価等において不利益な取扱いをすべきではない。

なお、学校法人における資産運用については、安全性の確保に十分留意し、必要な規程等の整備を行うなど、統制環境の確立に努める必要があり、具体的には以下の点に留意する必要がある⁹。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 安全性の重視など資産運用の基本方針② 理事会・理事長・担当理事・実務担当者など資産運用関係者の権限と責任③ 具体的な意思決定の手続④ 理事会等による運用状況のモニタリングなど執行管理の手続⑤ 教育研究活動の充実改善のための計画に照らした資産運用の期間及び成果の目標⑥ 保有し得る有価証券や行い得る取引等の内容⑦ 資産運用に係る限度額等の明確化 |
|---|

そこで、監事は、理事会等が定めた基本方針・運用目的・運用目標・運用方法等から外れた運用が行われていないか、理事や運用担当者等による業務執行に法令違反や不正・不適切な部分はないか、組織全体として適切なモニタリングやその結果に基づく方針の見直しなどが行われているか、外部の運営機関に委託している場合には利益相反行為等がないかなどを中心に監査を行うことで、適切な資産運用の実施を担保することが期待される^{10 11}。

⁹ 文部科学省高等教育局私学部参事官「学校法人における資産運用について（通知）」（20高私参第7号、平成21年1月6日）

¹⁰ 文部科学省・経済産業省「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」（令和8年7月）37頁。

¹¹ なお、文部科学省高等教育局私学部参事官「学校法人における資産運用について（通知）」（20高私参第7号、平成21年1月6日）や寄附行為作成例（文部科学大臣所轄学校法人向け）（令和6年3月5日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定）等の記載から、資産運用に消極的になっているとの指摘があるが、これらの記載は、元本が保証されない金融商品による資産運用を禁止するものではない。

第3 理事会・評議員会等との関係及び監事の権限

1 監査対象及び理事会・評議員会への出席

監事の監査対象は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況であるが（私立学校法第52条第1号）、監事は理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない（私立学校法第52条第2号、同法第55条第1項）。また、監事は、職務の重大性を自覚し、厳正かつ積極的にその職責を尽くすこと¹²とされており、理事会及び評議員会において、経営面に限らず教学面も含めた学校法人の運営全般について積極的な意見表明を行うことが期待されている¹³。また、監事の監査は、「適法性の観点だけにとどまらず、学校法人の運営上明らかに妥当ではないと判断される場合には、監事は指摘することができる」¹⁴。

したがって、監事は、法令又は寄附行為への適合性のみならず、学校法人の運営上明らかに妥当ではないと判断される事項についても、理事会又は評議員会において必要に応じて意見を述べるなど、その改善に向けて指摘をすることも監事の役割として期待される。

2 監事選任議案に関する同意等

監事は、評議員会の決議によって選任される（私立学校法第45条第1項）。その上で、理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の過半数の同意を得なければならない（私立学校法第49条第1項）。なお、評議員の総数の3分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にはその割合）以上の評議員が、共同して、監事の選任に関する議案を提出する場合には、監事の過半数の同意を得る必要はない（私立学校法第75条第1項、第49条第1項）。また、大臣所轄学校法人等について、この「3分の1」は「10分の1」に読み替えられる（私立学校法第147条）。この場合も、これを下回る割合を寄附行為で定めることができる。

また、監事は、理事に対して、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる（私立学校法第49条第2項）。なお、理事が、当該請求に対応しなかった場合には、20万円以下の過料に処される（私立学校法第163条第5号）。さらに、監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる（私立学校法第49条第3項）¹⁵。

このように、監事の選任については、評議員会の決議によるとともに、理事による監事選任議案の提出について監事の過半数の同意を要求し、監事自身に選任議案の提出請求権や選任・解任・辞任に関する意見陳述権を認めるなど、監事の地位の独立性を確保し、その監査機能の実効性を高めるための仕組みが設けられている。監事としては、これらの権限の趣旨を踏まえ、必要に応じて適切にこれらの権限を行使し、実効的な監査を行うことが求められる。

3 監事から所轄庁・理事会・評議員会への報告及び理事から監事への報告

監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合だけでなく、不正の行為がなされ、若しく

¹² 文部省「学校法人の管理運営の適正確保について」（昭和58年7月29日文管企第207号文部事務次官通知）記1(4)。

¹³ 文部科学省「私学運営の適正化について」61頁。

¹⁴ 文部科学省「改正私立学校法Q&A」問10、20頁。

¹⁵ 監事の同意要件は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合であり、解任議案について監事の過半数の同意を要求する規定ではない。一方で、監事の評議員会における意見陳述権については、解任や辞任の際にも認められている。また、監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができ、理事は、当該辞任した監事に対し、当該評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない（私立学校法第49条第4項、第5項）。

は法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認める場合も、遅滞なく、理事会・評議員会・所轄庁に対し報告しなければならない（私立学校法第 56 条第 2 項）。そのため、実際に不正行為や重大な法令違反等が発生した後に対応すれば足りるものではなく、不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがある段階においても、理事会・評議員会・所轄庁の三者に対し、早期に問題を共有し、その是正につなげる役割が求められている。

また、監事は、当該報告が理事の業務執行に関するものである場合には、寄附行為をもって定めるところにより、理事選任機関に対しても報告をしなければならない（私立学校法第 56 条第 3 項）。これは、理事の業務執行に問題がある場合、必要に応じて解任等の対応を検討することができるよう、理事選任機関にも情報提供することを求めるものである。

理事が学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監事へ報告しなければならない（私立学校法第 40 条、一般社団・財団法人法第 85 条）。この規定により、監事自身による監査だけでは把握することが困難なリスクについても、業務執行に関与する理事から、監事に対し、情報が提供されることを制度的に確保するものである。

4 理事会・評議員会の招集

監事は、私立学校法第 56 条第 2 項の規定による不正行為又は重大な法令・寄附行為違反等についての報告をするため必要があると認める場合には、理事（理事会招集担当理事が定められている場合には、当該理事会招集担当理事）に対し、理事会又は評議員会の招集を請求することができる（私立学校法第 57 条第 1 項）。これは、監事が重大な問題を把握した際に、通常の理事会や評議員会を待っている間は迅速な対応が困難となる場合が存することから、監事が、理事会・評議員会の開催を求めることを認めるものである。

さらに、監事が招集を請求したにもかかわらず、請求の日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を開催日とする招集通知が発せられない場合には、監事自ら理事会又は評議員会を招集することができる（私立学校法第 57 条第 2 項）。

例えば、2026 年 9 月 2 日に、監事が、理事会（評議員会）の招集を請求したときは、同月 7 日までに理事が、理事会（評議員会）の招集通知を発しない場合や同月 7 日までに、同月 16 日より後の日を理事会（評議員会）の開催日とする招集通知を発している場合には、監事が理事会（評議員会）を招集することができる¹⁶。

このように、不正行為等について報告する必要があるにもかかわらず、理事会又は評議員会が招集されない場合にも、監事自ら会議を招集し、私立学校法第 56 条第 2 項の報告を行い、迅速な対応につなげることができる仕組みとなっている。

5 理事の行為の差止請求

監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対して、その行為をやめることを請求する訴えを提起することができる（私立学校法第 58 条第 1 項）。また、裁判所が仮処分をもって当該理事に行為の差止めを命ずる場合には、担保を立てさせないものとされている（私立学校法第 58 条第 2 項）。

したがって、監事には、違法行為等について理事会等に報告するのみならず、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はそのおそれがあり、当該行為によって学校法人に著しい損害が生ずるおそれがある場合には、裁判所を通じて当該行為の差止めを求める権限が認められている。このように、監事には、違法行為等によって学校法人に著しい損害が生ずることを事前に防止する役割も期待されている。

¹⁶ 期間の計算については、民法第 138 条、第 140 条ないし第 143 条参照。

第4 取引に関する監査

1 特別の利益供与

【事例1】

学校法人が所有する土地を、理事の子に対し、特段の事情がないにもかかわらず、無償で貸与した。

学校法人は、その事業を行うに当たり、理事、監事、評議員、職員その他政令で定める学校法人の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない（私立学校法第20条）。「特別の利益」とは、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等で、社会通念上不相当なものをいう。例えば、特別な事情がないにもかかわらず、土地・建物のような高額な資産を無償又は低廉な価格で譲渡・貸与する場合や、報酬規程等に基づかずに金銭を提供する場合などが、「特別の利益」に該当すると考えられる。

また、特別の利益供与規制に係る対象者について私立学校法施行令第1条は次の者を定めている¹⁷。

- ① 学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- ② ①に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- ③ ①又は②に掲げる者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ②又は③に掲げる者以外で①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- ⑤ 学校法人の設立者が法人である場合における、当該法人が事業活動を支配する法人又は当該法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの

このうち、⑤について、設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人や、設立者である法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している者が対象となる。「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、①支配する法人等が、被支配法人の社員総会等の意思決定機関における議決権の過半数を有する場合又は、②被支配法人の意思決定機関の構成員のうち、支配する法人等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者若しくは評議員又は職員、支配する法人等によって選任された者又はこれらの者であった者（就任日前5年以内）の割合が50%を超える場合をいう（私立学校法施行規則第2条）。

事例について、私立学校法施行令第1条第2号により、理事の子は、特別の利益供与の禁止対象となる。また、特段の事情がないにもかかわらず、学校法人所有の土地を理事の子に無償で貸与することは、社会通念上不相当な財産上の利益を与えるものとして、「特別の利益」を与えたと評価できる。したがって、事例1では、私立学校法第20条に違反すると考えられる。

なお、特別の利益供与は、後述する競業取引や利益相反取引とは異なり、理事会の承認を得たとしても許容されない点に留意する必要がある。

監事としては、関係者に対する無償・低廉な資産の譲渡・貸与等がないか、取引条件に合理的な理由があるかなどを確認することが重要である¹⁸。

¹⁷ 私立学校法第20条及び私立学校法施行令第1条は、会計監査人を特別の利益供与禁止の対象者として列挙していない。もっとも、私立学校法第81条第3項において一定の欠格事由が定められているほか、公認会計士法上も、被監査法人との一定の人的関係や利害関係等がある場合の監査証明業務の制限が定められており、監査の独立性を確保するための別個の規律が設けられている。

¹⁸ なお、特別の利益供与に該当する場合、その態様によっては、利益相反取引にも該当し得るため、別途検討する必要がある。

2 競業取引

【事例2】

学校法人Aの理事が、同種・同地域での教育事業を行う学校法人Bの理事を兼任し、学校法人Bを代表して、学生募集を行った。

理事が自己又は第三者のために、学校法人の事業の部類に属する取引をすることは、競業取引として規制される（私立学校法第40条、一般社団・財団法人法第84条第1項第1号）。

また、「競業」とは、理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となる。例えば、学校法人が収益事業として不動産業を行っている場合に、理事が不動産業を営営する場合等は、競業取引に該当する可能性がある。また、次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、年度当初や、理事の就任時等において理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましい¹⁹。

- ① 理事が他の学校法人の理事を兼ねる場合
- ② 附属病院のある大学法人の理事が、病院（医療法人）を営営する場合
- ③ 理事が他の学校法人の教授や非常勤講師等を兼ねる場合
- ④ 附属病院のある大学法人の理事が、他の病院で診療行為を行う場合

競業取引を行おうとする理事は、取引に先立ち、その取引についての重要な事実を理事会に開示し、理事会の決議による承認を受けなければならない（私立学校法第40条、一般社団・財団法人法第84条第1項第1号）、取引後には、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない（私立学校法第40条、一般社団・財団法人法第92条第2項）²⁰。また、理事が、重要な事実の開示及び理事会の承認に関する義務に違反して競業取引を行った場合には、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額が、学校法人に生じた損害額と推定される（私立学校法第88条第2項）。

本事例では、理事が学校法人Aと同種・同地域で教育事業を行う学校法人Bの理事を兼任した上で、学校法人Bを代表して、学生募集を行っていることから、当該学生と取引を行った場合には、学校法人Aの事業と競合する取引を行ったものと評価でき、競業取引に該当し得る。そのため、当該理事は、例えば、学校法人Bにおける教育事業の内容・地域、自己の学校法人Bにおける地位等の重要な事実を理事会に開示した上で、理事会決議を経なければならない。したがって、このような手続を経ない場合には、競業取引規制に違反すると考えられる。

当該理事が、学校法人Bにおいて教育事業を行うことを認める場合には、例えば、学校法人Aが現に契約している者及び契約を予定している教員・講師・職員等に対して勧誘を行わないこと、学校法人Aの学生・関係者等の情報を一切利用しないこと、学校法人Bの教育事業の内容や当該理事の関与する取引内容について、当初の承認の前提となった重要な事実に変更が生じる場合には事前に理事会に報告すること、当初の承認の範囲を超える競業取引を行おうとするときは、改めて理事会の承認を受けることなどを条件として承認することが考えられる。

なお、監事としては、理事会が競業取引を承認した場合であっても、理事会で承認された条件が履行されているか、当初の承認の範囲を超える新たな競業行為が行われていないかなどを継続的に確認すべきである。

¹⁹ 文部科学省「改正私立学校法説明資料」（令和元年10月7日（10月3日・10月10日改訂））5頁。

²⁰ なお、競業取引の承認を受けようとする理事は、当該承認議案について「特別の利害関係を有する理事」に該当するため、当該承認決議に加わることができない（私立学校法第42条第3項）。

3 利益相反取引

【事例3 直接取引1】

学校法人は、理事が所有する土地を、当該理事から購入した。

【事例4 直接取引2】

学校法人の理事Aは、株式会社Xの代表取締役を兼任していた。Aは、株式会社Xを代表して、学校法人との間で、学校法人が所有する土地を購入した。

【事例5 間接取引】

理事が銀行から個人的に借入れをするに当たり、学校法人が所有する土地に、当該借入債務を担保するための抵当権を設定した。

利益相反取引には、①理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をする直接取引（私立学校法第40条、一般社団・財団法人法第84条第1項第2号）、②学校法人が理事以外の者との間で行う取引であって、学校法人と理事との利益が相反する間接取引（私立学校法第40条、一般社団・財団法人法第84条第1項第3号）がある。

直接取引とは、学校法人が理事本人から土地を購入する場合のように、理事が自己のために学校法人と直接取引をする場合がこれに当たる。また、理事が代表取締役を務める株式会社を自ら代表して学校法人との売買契約を締結する場合のように、理事が第三者のために学校法人と取引をする場合も直接取引に含まれる。

これに対し、間接取引は、理事個人の銀行借入れについて学校法人が保証をする場合や、理事個人の債務を担保するため学校法人所有の土地に抵当権を設定する場合がこれに当たる。この場合、契約自体は学校法人と銀行等の第三者との間で行われるが、理事が利益を受ける一方、学校法人が保証債務や担保権実行の危険を負担することから、学校法人と理事との利益が相反することになる。

利益相反取引を行おうとする理事は、取引に先立ち、当該取引についての重要な事実を理事会に開示し、理事会の決議による承認を受けなければならない（私立学校法第40条、一般社団・財団法人法第84条第1項第2号・第3号）²¹。「重要な事実」としては、理事会が学校法人にとって当該取引を行うことが合理的であるかを実質的に判断できるだけの情報を開示する必要がある。例えば、事案に応じて、取引の相手方と理事との関係、取引の目的及び必要性、取引価格、第三者から取得した見積価格、代替手段の有無等、学校法人が負担する経済的リスク全般を開示することが考えられる。

また、取引を行った理事は、取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない（私立学校法第40条、一般社団・財団法人法第92条第2項）。

さらに、直接取引又は間接取引によって学校法人に損害が生じた場合には、当該利益相反取引に係る理事、学校法人が当該取引をすることを決定した理事及び当該取引に関する理事会の承認決議に賛成した理事について、任務を怠ったものと推定される（私立学校法第88条第3項）²²。なお、理事が自己のために行った直接取引について当該理事が学校法人に対して負う損害賠償責任については、任務懈怠が当該理事の責めに帰することができない事由によることをもって責任を免れることはできない（私立学校法第95条第1項）²³。

そのため、監事としては、利益相反取引について、形式的に理事会の承認が存在するかどうかだけでなく、理事と取引相手方との資本関係、親族関係等が開示されているか、取引金額が開示されているか、当該利益相反取引について特別の利害関係を有する理事が承認決議に加わっていないか、市場価格、相

²¹ 当該取引について特別の利害関係を有する理事は、その承認決議に加わることができない（私立学校法第42条第3項）。

²² なお、理事会決議に参加した理事で議事録に異議をとどめない者は、その決議に賛成したものと推定される（私立学校法第43条第4項）。したがって、利益相反取引の承認決議に反対した理事は、その旨を議事録上明確に残しておくことが重要である。

²³ なお、理事が自己のためにした直接取引に係る私立学校法第88条第1項の責任については、私立学校法第92条から第94条までの責任の一部免除等に関する規定も適用されない（私立学校法第95条第2項）。

見積りの有無等によって取引条件の合理性が検証されているか、承認された条件どおりに実際の取引が行われているか、取引後、重要な事実が遅滞なく理事会に報告されているかなどを確認することが重要である。

事例3では、土地の売主が理事本人であり、買主が学校法人であるため、理事と学校法人とが売買契約の当事者となり、直接取引に該当する。

また、事例4では、Aは、第三者である株式会社Xを代表して、学校法人と売買契約を締結しており、第三者のために学校法人と取引をする場合として、直接取引に該当する。

そのため、当該理事は、対象となる土地の所在・面積等、売買価格、その算定根拠、土地の時価、支払条件、学校法人が当該取引を行う必要性その他取引の公正性・合理性を判断するために重要な事実を理事会に開示した上で、売買契約を締結する前に理事会の決議による承認を受けなければならない。また、取引後には、実際の売買価格、履行状況等の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。さらに、この直接取引によって学校法人に損害が生じた場合には、当該取引を行った理事、学校法人が当該取引をすることを決定した理事及び理事会の承認決議に賛成した理事について、任務を怠ったものと推定されることとなる。なお、事例3の理事は、自己のために直接取引を行っていることから、任務懈怠が当該理事の責めに帰することができない事由によることをもって責任を免れることはできない。

事例5について、抵当権設定契約自体は学校法人と銀行との間で締結されるため、学校法人と理事との直接取引ではない。しかし、理事は自己の借入債務について学校法人所有の土地を担保として利用する利益を受ける一方、学校法人は、理事が債務を弁済しない場合に抵当権が実行され、土地を失う危険を負担する。そのため、学校法人と理事との利益が相反する間接取引に該当する。

したがって、当該理事は、例えば、借入先、借入額、借入目的、返済期間、理事の返済能力、担保となる土地の所在・価額、被担保債権の内容、抵当権の順位、担保提供の必要性、その他学校法人が負担するリスクを判断するために重要な事実を理事会に開示した上で、抵当権設定前に理事会の決議による承認を受けなければならない。また、理事が借入債務を弁済しなかったため抵当権が実行され、学校法人が土地を失うなどの損害が生じた場合には、当該理事、学校法人が担保提供を決定した理事及び担保提供に関する承認決議に賛成した理事について、任務を怠ったものと推定される。

第5 決算・監査報告及び会計監査人

1 監査報告の作成・提出及び決算手続

(1) 概要

学校法人は、毎会計年度終了後三月以内²⁴に、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）、事業報告書及びこれらの附属明細書（これらを併せて「計算書類等」という。）を作成しなければならない（私立学校法第103条第2項）。また、学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に、財産目録を作成しなければならない（私立学校法第107条第1項第1号）。

まず、計算書類等については、理事会による承認前に監査を受けなければならない、監査を受けた計算書類等について、監査報告の内容を踏まえて理事会が承認することになる（私立学校法第104条第1項、3項）。会計監査人設置学校法人においては、このうち計算書類及びその附属明細書について、監事の監査に加えて会計監査人の監査を受けなければならない（私立学校法第104条第2項）。

財産目録についても、理事会の決議による承認を受けなければならない、その承認を受けるための手続について、私立学校法第104条及び第105条、私立学校法施行規則第30条から第42条までの規定が準用され、理事会による承認に先立って監査を受ける必要がある（私立学校法施行規則第43条第1項、第2項）。また、会計監査人設置学校法人においては、財産目録のうち貸借対照表に対応する項目について、会計監査人の監査を受けなければならない（私立学校法第86条第1項、私立学校法施行規則第24条、第43条第2項）。

監事は、私立学校法第52条第1号の監査を行ったときは、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出しなければならない（私立学校法第56条第1項）。また、会計監査人は、監査を行ったときは、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない（私立学校法第86条第2項）。

(2) 会計監査人非設置学校法人

会計監査人を設置していない学校法人において、監事は、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）、財産目録について監査を行い、監査報告を作成するところ、監査報告には、以下の内容を記載する必要がある（私立学校法施行規則第31条第1項、第43条第2項）²⁵。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 監事の監査の方法及びその内容② 計算関係書類が学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見③ 監査のため必要な調査ができなかった場合にはその旨及び理由④ 追記情報²⁶⑤ 監査報告を作成した日 |
|--|

計算関係書類について、特定監事は、次の①から③までの日のうち、最も遅い日までに、特定理事に対して監査報告の内容を通知しなければならない（私立学校法施行規則第32条第1項）²⁷。

²⁴ 学校法人の会計年度は3月31日に終わることとされているため（私立学校法第98条）、毎会計年度終了後三月以内とは、6月30日以内を意味する。

²⁵ なお、私立学校法施行規則第31条は計算関係書類の監査について直接規定するものであるが、財産目録についても、同規則第43条第2項により、第31条を含む同規則第30条から第42条までの規定が準用される。

²⁶ 追記情報とは、①会計方針の変更、②重要な偶発事象、③重要な後発事象、その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項をいう（私立学校法施行規則第31条第2項）。

²⁷ 監査報告の通知を受ける理事をあらかじめ定めた場合にはその理事が「特定理事」となり、特に定めていない場合には、計算関係書類の作成に関する職務を行った理事が特定理事となる。また、監査報告の内容を通知すべき監事を定めた場合にはその監事が「特定監事」となり、定めがない場合には全ての監事が特定監事となる（私立学校法施行規則第32条第4項、第5項）。

- ① 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日
- ② 計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
- ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日がある場合には、その日

特定理事が監査報告の内容の通知を受けた日に、**計算関係書類**は監事の監査を受けたものとされる（私立学校法施行規則第32条第2項）。また、特定監事が上記の期限までに**監査報告の内容を通知しなかった場合**には、当該期限の日に監事の監査を受けたものとみなされる（私立学校法施行規則第32条第3項）。**財産目録**についても、同規則第43条第2項により、これらの規定が準用されることとなり、**同様の手続**が必要となる。

また、監事は、**事業報告書**及び**その附属明細書**についても監査を行い、**監査報告を作成**する必要がある。監査報告には、**以下の内容を記載**する必要がある（私立学校法第104条第1項、私立学校法施行規則第39条、第40条）。

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 事業報告書及びその附属明細書が、法令又は寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ③ 学校法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑤ 学校法人の業務の適正を確保するための体制の整備について理事会の決議がある場合において、事業報告書に記載された当該決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く。）が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- ⑥ 監査報告を作成した日

このように、事業報告書及びその附属明細書の監査においては、これらの書類が法令又は寄附行為に従って学校法人の状況を正しく示しているかを確認するだけでなく、理事の職務の遂行に関して、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があった場合には、その事実を監査報告に記載する必要がある。そのため、**監事は、事業報告書の記載内容を形式的に確認するのみならず、日常の業務監査等を通じて把握した理事の職務執行の状況等も踏まえて監査報告を作成する必要がある。**

事業報告書及びその附属明細書についても、特定監事は、次の①から③までの日のうち、**最も遅い日までに**、特定理事に対して**監査報告の内容を通知**しなければならない（私立学校法施行規則第41条第1項）。

- ① 事業報告書を受領した日から4週間を経過した日
- ② 事業報告書の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
- ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日がある場合には、その日

特定理事が監査報告の内容の通知を受けた日に、**事業報告書**及び**その附属明細書**は監事の監査を受けたものとされる。また、特定監事が上記の期限までに**監査報告の内容を通知しなかった場合**には、当該期限の日に監事の監査を受けたものとみなされる（私立学校法施行規則第41条第2項、第3項）。

以上のとおり、**会計監査人を設置していない学校法人においては、監事が、①計算関係書類、②財産目録、③事業報告書及びその附属明細書について監査を行うこととなる。**

（3）会計監査人設置学校法人

一方、**会計監査人を設置している学校法人においては、計算関係書類について、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない**（私立学校法第104条第2項）。また、**財産目録**についても、**貸借対照**

表に対応する項目に限り、会計監査人の監査の対象となる（私立学校法第 86 条第 1 項、私立学校法施行規則第 24 条）。

この場合、会計監査人の監査対象となる計算関係書類及び財産目録のうち貸借対照表に対応する項目に関する会計監査は会計監査人が行い、監事は、会計監査人の監査の方法及び結果が相当であるか等について監査を行うこととなる。したがって、会計監査人を設置していない学校法人において監事が計算関係書類について直接行う会計監査とは、監事の監査内容が異なる点に留意する必要がある。

また、財産目録のうち会計監査人の監査対象とならない部分については、監事が監査を行う。

まず、計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない（私立学校法施行規則第 33 条）。

計算関係書類を受領した会計監査人は、会計監査を行い、以下の内容を記載した会計監査報告を作成する必要がある（私立学校法施行規則第 34 条第 1 項）。

- ① 会計監査人の監査の方法及びその内容
- ② 計算関係書類が学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見（無限定適正意見、除外事項を付した限定付適正意見又は不適正意見）
- ③ ②の意見がない場合には、その旨及びその理由
- ④ ②の意見がある場合には、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち会計監査人の監査対象とならない部分の内容と、計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容
- ⑤ 追記情報²⁸
- ⑥ 会計監査報告を作成した日

会計監査人は、次の①から③までの日のうち、最も遅い日までに、特定監事及び特定理事に対して会計監査報告の内容を通知しなければならない（私立学校法施行規則第 36 条第 1 項）。また、会計監査人は、会計監査報告を監事及び理事会に提出しなければならない（私立学校法第 86 条第 2 項）。

- ① 計算書類の全部を受領した日から 4 週間を経過した日
- ② 計算書類の附属明細書を受領した日から 1 週間を経過した日
- ③ 特定理事、特定監事及び会計監査人が合意により定めた日がある場合には、その日

その上で、監事は、計算関係書類及び会計監査報告（私立学校法施行規則第 36 条第 3 項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領し、会計監査人による監査の方法及び結果の相当性等について監査を行い、以下の内容を記載した監査報告を作成する必要がある（私立学校法施行規則第 35 条）。

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めた場合には、その旨及びその理由
- ③ 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
- ④ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- ⑤ 監査のため必要な調査ができなかった場合には、その旨及びその理由
- ⑥ 監査報告を作成した日

このように、会計監査人を設置している場合、監事は、計算関係書類について会計監査人と重複して独自の会計監査意見を表明することを求められるものではなく、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等を監査する。もっとも、監事が会計監査人による会計監査の結果をそのまま受け入れれば足りるものではなく、業務監査と一体として会計面についても監査を行い、法人の財産等の状況について自ら

²⁸ 追記情報とは、①会計方針の変更、②重要な偶発事象、③重要な後発事象、その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項をいう（私立学校法施行規則第 34 条第 2 項）。

の判断を行った上で、会計監査人の監査結果との間に重要な齟齬がないかを確認することが求められる²⁹。

また、会計監査人は、特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該特定監事に対し、①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項（これらの事項に係る定めがない場合には、その旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既にこれらの事項を知っている場合には、この限りではない（私立学校法施行規則第 37 条）。

そして、特定監事は、次の①又は②の日のうち、最も遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対して、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない（私立学校法施行規則第 38 条第 1 項）。

- | |
|---|
| ① 会計監査報告を受領した日（私立学校法施行規則第 36 条第 3 項に規定する場合にあっては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から 1 週間を経過した日 |
| ② 特定理事及び特定監事が合意により定めた日がある場合には、その日 |

また、会計監査人が私立学校法施行規則第 36 条第 1 項の通知期限までに会計監査報告の内容を通知しなかった場合には、その通知期限の日に計算関係書類について、会計監査人の監査を受けたものとみなされる（私立学校法施行規則第 36 条第 3 項）。この場合、監事は、会計監査報告を受領していない旨を監査報告に記載することとなる（私立学校法施行規則第 35 条第 2 号）。

財産目録についても、その承認を受けるための手続として私立学校法第 104 条及び第 105 条並びに私立学校法施行規則第 30 条から第 42 条までの規定が準用される（私立学校法施行規則第 43 条第 2 項）。もっとも、会計監査人が直接監査する財産目録の範囲は、貸借対照表に対応する項目に限られる（私立学校法施行規則第 24 条）。したがって、貸借対照表に対応する項目については会計監査人が会計監査を行い、監事は会計監査人の監査方法及び結果の相当性等について監査する一方、会計監査人の監査対象とならない部分についても監事が監査を行う（私立学校法第 104 条第 1 項、私立学校法施行規則第 43 条第 2 項）。

他方、事業報告書及びその附属明細書は、会計監査人による監査の対象とはされていない。会計監査人設置学校法人においても、監事自身が監査を行う（私立学校法第 104 条第 1 項、私立学校法施行規則第 39 条ないし第 41 条）。ただし、会計監査人は、私立学校法施行規則第 34 条第 1 項第 4 号に基づき、計算関係書類について同項第 2 号の意見がある場合、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち会計監査人の監査対象とならない部分の内容と、計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容を会計監査報告に記載する。事業報告書等についての監事の監査内容及び監査報告の通知期限は、会計監査人を設置していない学校法人の場合と基本的に同様である。

以上を整理すると、会計監査人設置学校法人における監事と会計監査人間の役割分担は、次のとおりとなる。

対象書類	会計監査人	監事
計算関係書類	会計監査	会計監査人の監査方法・結果の相当性等を監査
財産目録	貸借対照表に対応する項目を会計監査	財産目録全体を監査。会計監査人の監査対象部分については、その監査方法・結果の相当性等を監査
事業報告書及びその附属明細書	監査対象外（ただし、一定の重要な相違等を会計監査報告に記載）	監事が監査

（４）監査後の理事会承認及び評議員会への報告

²⁹ 文部科学省「私立学校法の改正について」（令和 7 年 3 月 25 日更新）54 頁。

これらの監査を受けた計算書類、事業報告書及びこれらの附属明細書については、監査報告（会計監査人設置学校法人にあっては、会計監査報告を含む。）の内容を踏まえ、理事会が承認を行う（私立学校法第 104 条第 3 項）。財産目録についても、監査を経た上で理事会の承認を受ける必要がある（私立学校法施行規則第 43 条第 1 項、第 2 項）。

その後、理事は、定時評議員会の招集通知に際して、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を評議員に提供するとともに、計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出し、その内容を報告した上で、評議員会の意見を聴かなければならない（私立学校法第 105 条）。なお、会計監査人設置学校法人においては、ここでの「監査報告」には会計監査報告も含まれる（私立学校法第 104 条第 3 項、私立学校法施行規則第 42 条第 1 項）。

財産目録についても、私立学校法施行規則第 43 条第 2 項により、私立学校法第 104 条及び第 105 条並びに同規則第 30 条から第 42 条までの規定がその承認手続について準用される。

(5) 整理表

【表1：決算・監査手続】

	対象書類	会計監査人 非設置法人	会計監査人 設置法人
①書類作成	・計算書類等 ＝計算書類（貸借対照表・収支計算書） ＋事業報告書 ＋附属明細書 ・財産目録	作成義務者：学校法人 理事が各書類の作成を行う。	
②監査	・計算関係書類 ＝計算書類 ＋附属明細書	監事が直接監査 財産・収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかについて意見を表明するなどの監査。	会計監査人の監査 ＋ 監事の監査 理事が計算関係書類を会計監査人・監事に提供。会計監査人が会計監査報告を作成・通知した後、監事が計算関係書類及び会計監査報告を受領して監査し、監査報告を作成。 監事は、会計監査人の監査方法・結果の相当性等を監査。
	・事業報告書等 ＝事業報告書 ＋附属明細書	監事が直接監査 事業報告書及びその附属明細書が、法令又は寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見や学校法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったときは、その事実等を監査。	監事が直接監査 学校法人の状況を正しく示しているか、理事の職務遂行に関する不正・重大な法令等違反の有無等を確認し、監査報告を作成。 ※会計監査人の直接の監査対象ではないが、計算関係書類等との重要な相違等は会計監査報告の報告事項となり得る。
	・財産目録	監事が直接監査 計算関係書類等の監査手続を準用して監査。	会計監査人の監査 ＋ 監事の監査 貸借対照表に対応する項目は会計監査人も監査し、その部分について監事は会計監査人の監査方法・結果の相当性等を監査。 それ以外の部分は監事の監査。
③監査報告通知	・計算関係書類 ・事業報告書等 ・財産目録	監事 → 特定理事 各対象書類について監査報告の内容を通知。通知を受けた日に監査済みとなり、期限までに通知がない場合は期限日に監査済みとみなされる。	会計監査人 → 特定監事・特定理事 会計監査報告を通知 特定監事 → 特定理事・会計監査人 計算関係書類に係る監査報告を通知 特定監事 → 特定理事 事業報告書等に係る監査報告を通知
④理事会承認	・計算書類等 ・財産目録	必要な監査を受けた後、理事会が承認 監査報告（会計監査人設置法人では会計監査報告を含む。）の内容を踏まえて承認する。	
⑤評議員会への提供・意見聴取	・計算書類 ・事業報告書 ・監査報告 ・財産目録	・招集通知時 理事会承認済みの計算書類・事業報告書・監査報告を評議員に提供。 ・評議員会 計算書類・事業報告書・財産目録を提出し、その内容を報告して評議員会の意見を聴取。 ※会計監査人設置学校法人においては、「監査報告」には会計監査報告を含む。	

【表 2：監査報告等の通知期限】

対象	通知者 → 通知先	通知期限
計算関係書類 (会計監査人非設置学校法人)	特定監事 → 特定理事	① 計算書類全部の受領日から 4 週間を経過した日 ② 附属明細書の受領日から 1 週間を経過した日 ③ 特定理事・特定監事の合意日 のうち最も遅い日
事業報告書・附属明細書	特定監事 → 特定理事	① 事業報告書の受領日から 4 週間を経過した日 ② 附属明細書の受領日から 1 週間を経過した日 ③ 特定理事・特定監事の合意日 のうち最も遅い日
会計監査報告 (会計監査人設置学校法人)	会計監査人 → 特定監事 特定理事	① 計算書類全部の受領日から 4 週間を経過した日 ② 附属明細書の受領日から 1 週間を経過した日 ③ 特定理事・特定監事・会計監査人の合意日 のうち最も遅い日
監事の監査報告 (会計監査人設置学校法人)	特定監事 → 特定理事 会計監査人	① 会計監査報告を受領した日（私立学校法施行規則第 36 条第 3 項に規定する場合にあっては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から 1 週間を経過した日 ② 特定理事・特定監事の合意日 のうち最も遅い日

※財産目録についても、私立学校法施行規則第 43 条第 2 項により、計算関係書類等の監査・通知手続に関する規定が準用される。

2 会計監査人の選任・解任・不再任議案

会計監査人は、評議員会の決議によって選任される（私立学校法第 80 条第 1 項）。もともと、評議員会に理事が提出する会計監査人の選任、解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定することとされている（私立学校法第 84 条第 1 項）。また、当該議案の内容は、監事の過半数の合意によって決定しなければならない（私立学校法第 84 条第 2 項）。さらに、会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができ（私立学校法第 84 条第 3 項）、会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる（私立学校法第 84 条第 4 項）。なお、理事は、辞任した会計監査人に対し、辞任後最初に招集される評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない（私立学校法第 84 条第 5 項）。

会計監査人の選任議案について、監事と理事との意見が異なる場合であっても、理事が評議員会に提出する議案の内容を決定する権限は監事にあるため、理事は、監事が決定した内容に従って議案を評議員会に提出する必要がある。

会計監査人の解任事由は以下のとおりである（私立学校法第 83 条第 1 項）。

- | |
|---|
| ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
③ 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき |
|---|

上記の場合、評議員会の決議によって会計監査人を解任することができる。

また、会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとされており、当該定時評議員会において別段の決議がされなかった場合には、当該定時評議員会において再任されたものとみなされる（私立学校法第 82 条第 1 項、第 2 項）³⁰。したがって、会計監査人

³⁰ そのため、理事会において会計監査人を再任する旨の決議を行う必要はない。

を再任しないことについて理事が定時評議員会に議案を提出する場合には、その議案の内容を監事が決定し、理事が当該議案を定時評議員会に提出して、再任しない旨の決議を行うこととなる（私立学校法第 82 条第 2 項、第 84 条第 1 項）。

なお、以上の評議員会に提出する解任議案の決定とは別に、会計監査人が私立学校法第 83 条第 1 項各号の解任事由のいずれかに該当すると認められ、かつ、評議員会の招集を待ついとまがない場合その他緊急を要する場合には、監事は、監事全員の合意によって会計監査人を直接解任することができる（私立学校法第 83 条第 2 項）。この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（私立学校法第 83 条第 3 項）。

このように、会計監査人の選任・解任・不再任については、監事がそれに関与する仕組みが存在し、監事としては、会計監査人に求められる独立性及び専門性のほか、学校法人との利害関係等を踏まえ、選任、解任又は不再任の可否を適切に判断することが重要である。